別紙１「リスク分担に関する基本的な考え方」

| 段階 | リスクの種類 | | リスクの内容 | 負担者 | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注者 | 受注者 |
| 共通 | 制度変更リスク | 法令変更 | 本事業に係る根拠法令、または直接影響を及ぼす法令の変更 | ○ |  |
| 上記以外の法令の変更 |  | ○ |
| 税制変更 | 消費税の税制変更 | ○ |  |
| 法人の利益にかかる税の変更 |  | ○ |
| 許認可 | 取得すべき許認可 |  | ○ |
| 社会リスク | 住民対策 | 施設の設置そのものに係わる住民対策、住民等の苦情、反対運動、訴訟、要望等に関するもの | ○ |  |
| 受注者が実施する工事、維持管理に係る住民等の苦情、反対運動、訴訟、要望等に関するもの |  | ○ |
| 環境保全 | 受注者が実施する業務に関する環境対策（騒音、振動、臭気等） |  | ○ |
| 第三者賠償 | 発注者の帰責事由により第三者に与えた損害 | ○ |  |
| 受注者の帰責事由により第三者に与えた損害 |  | ○ |
| 経済リスク | 物価変動 | 事業開始以降において物価変動に起因する費用増加 |  | ○  ※注１ |
| 債務不履行リスク | 事業の中止・遅延 | 発注者の帰責事由によるもの | ○ |  |
| 受注者の帰責事由によるもの |  | ○ |
| 不可抗力リスク | | 不可抗力（戦争、地震、台風、風水害等）により生じる費用増加又は損害 | ※注２ | |
| その他リスク | | その他発注者の帰責事由により、新たな対策、措置が必要となった場合 | ○ |  |
| 受注者の帰責事由により新たな対策、措置が必要になった場合 |  | ○ |
| 設計施工段階 | 設計リスク | 設計 | 発注者が提示した与条件の不備 | ○ |  |
| 受注者が実施した設計の不備 |  | ○ |
| 設計変更 | 発注者の指示による設計変更に伴う費用増加 | ○ |  |
| 受注者の帰責事由による設計変更に伴う費用増加 |  | ○ |
| 工事リスク | 工事完了の遅延 | 発注者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合 | ○ |  |
| 受注者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合 |  | ○ |
| 工事費増大 | 発注者の帰責事由による工事費の増加 | ○ |  |
| 受注者の帰責事由による工事費の増加 |  | ○ |
| 要求水準未達 | 立会確認において要求事項未達が発見された場合 |  | ○ |
| 契約不適合 | 本設備の契約不適合が見つかった場合 |  | ○ |
| 維持管理段階 | 維持管理リスク | 性能未達 | 受注者の維持管理が性能を満たさない場合 |  | ○ |
| 施設損傷 | 発注者の帰責事由により施設が損傷した場合 | ○ |  |
| 受注者等の帰責事由により施設が損傷した場合 |  | ○ |
| 施設改修 | 発注者の帰責事由により施設改修が必要となった場合 | ○ |  |
| 受注者等の帰責事由により施設改修が必要となった場合 |  | ○ |
| 費用増加 | 発注者の指示や業務内容の変更による受注者の費用増加 | ○ |  |
| 受注者に起因する費用増加 |  | ○ |
| 終了手続き | 事業期間満了時の手続きに要する費用負担 |  | ○ |

※注１：物価変動リスクについては、近年に見られる想定外の物価上昇の状況を踏まえ、事業者リスクとする場合であっても、状況に応じて、市は事業者との協議に応じる。

※注２：契約書による